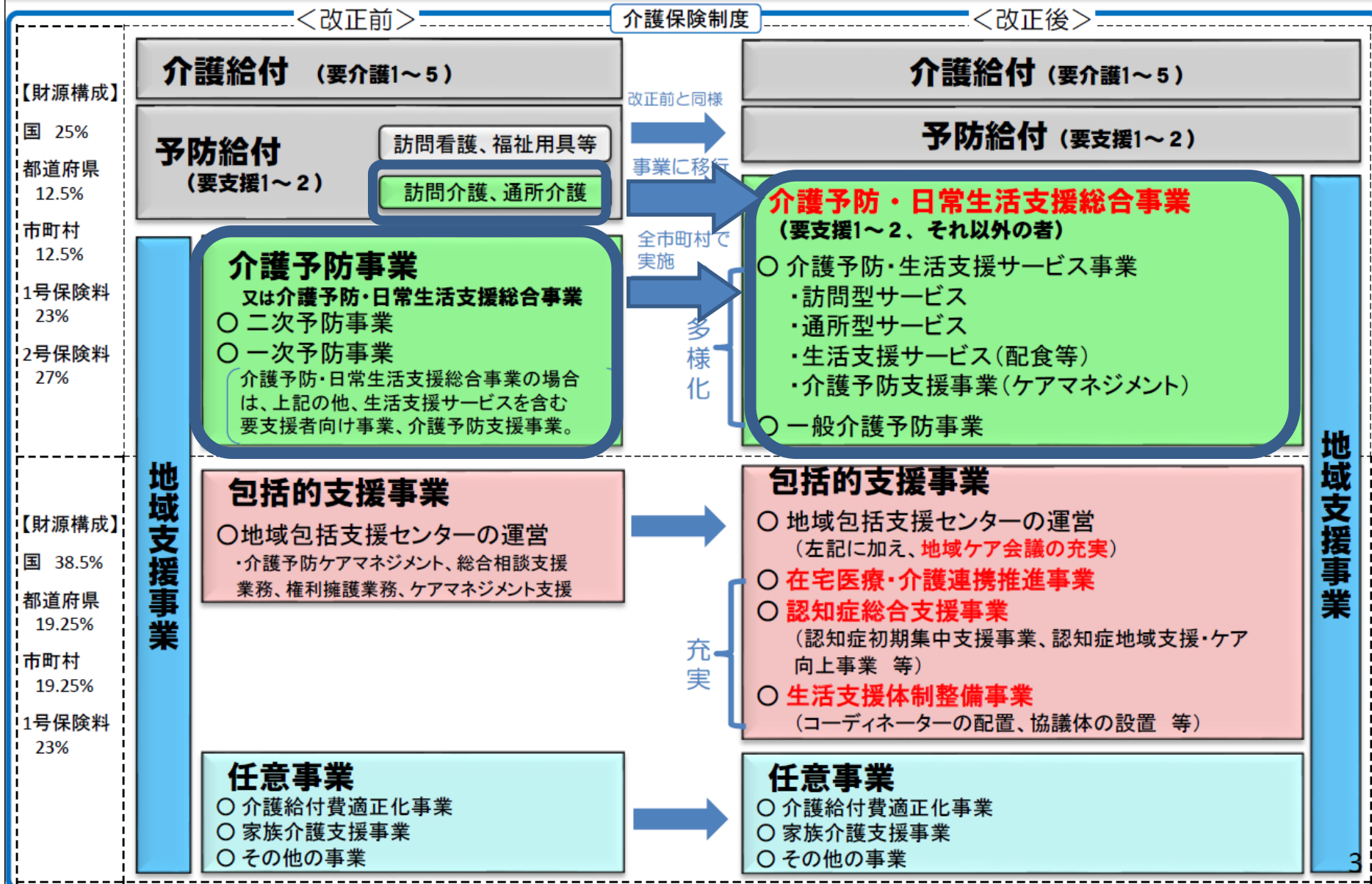


介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

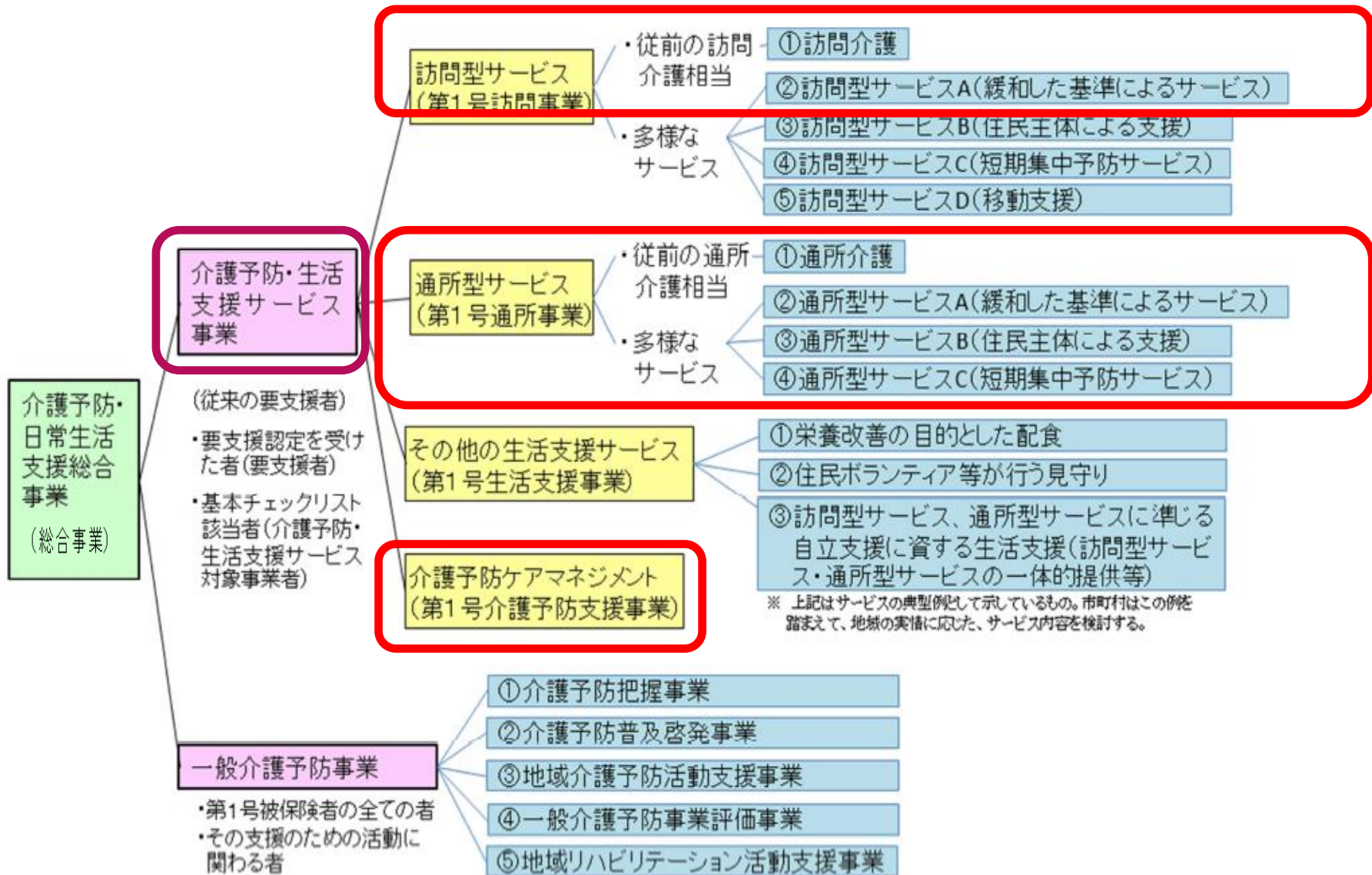
「総合事業」の趣旨

- ◆団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっている。
- ◆総合事業では、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。
- ◆要支援者等は、掃除や買い物などの生活行為(IADL)の一部が難しくなっているが、排泄、食事摂取等の身の回りの生活行為(ADL)は自立している人が多い。要支援者の状態を踏まえると、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。
- ◆そのため、要支援者の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村が実施する総合事業に移行し、住民等が参画できるような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした。

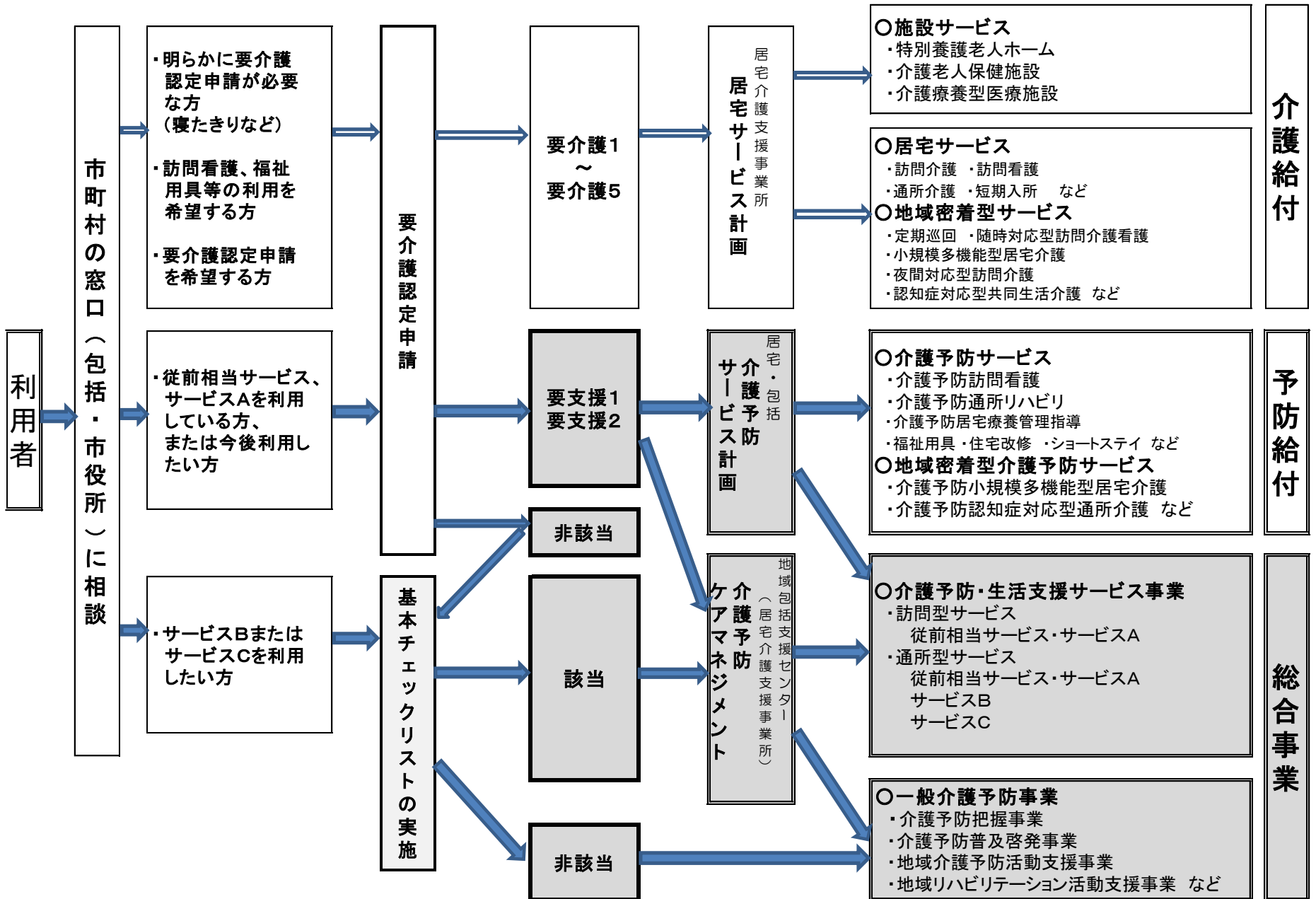
新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



介護予防・日常生活支援総合事業「総合事業」の構成



釧路市の介護サービス利用の流れ



釧路市におけるサービス内容について(訪問型)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
釧路市の称	訪問型サービス (訪問介護相当)	訪問型サービスA
サービス内容	従前の介護予防訪問介護と同様	生活援助(掃除、買い物、食事の準備や調理、洗濯等)のみ ※身体介護(排泄・食事・服薬介助・入浴)や外出・通院介助は対象外
実施主体	指定事業者	指定事業者
基準	予防給付の基準を基本	従事者の資格等を緩和した基準
利用料	従前の介護予防訪問介護と同額	従前相当サービスの9割
利用対象者	原則として要支援認定者	原則として要支援認定者
開始時期	平成29年4月	平成29年4月

釧路市におけるサービス内容について(通所型)

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民等が主体となるサービス)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
釧路市の名称	通所型サービス (通所介護相当)	通所型サービスA	住民等主体の通所サービス 「(通称)おたっしやサービス」	短期集中予防サービス
サービス内容	従前の介護予防通所介護と同様	体操・レクリエーション・食事等 ※入浴・食事介助、機能訓練指導員によるリハビリは対象外	・体操や運動等の活動 ・趣味活動 ・交流会、サロン、会食等 ※週1回程度の開催	・運動器機能向上プログラム ・認知症機能向上プログラム ・口腔機能向上プログラム ・複合プログラム ※各プログラムとも3か月間を原則 ※終了後は「サービスB」等へ移行
実施主体	指定事業者	指定事業者	地縁組織、NPO法人、介護事業所、民間企業等	介護サービス事業所・NPO法人・医療機関等
基準	予防給付の基準を基本	人員配置の必要数を緩和	—	専門的な知識を持った人員の配置が必要
利用料	従前の介護予防通所介護と同額	従前相当サービスの9割	100円 食費、材料費等は実費負担	100円 材料費等は実費負担
利用対象者	原則として要支援認定者	原則として要支援認定者	・要支援認定者 ・「基本チェックリスト」該当者	・要支援認定者 ・「基本チェックリスト」該当者
開始時期	平成29年4月	平成29年4月	平成29年6月	平成29年4月

介護予防ケアマネジメントの種類

基準	通所・訪問介護相当および 多様なサービス	多様なサービス	
ケアマネジメント 種別	従前のサービス、サービスA を利用する際のケアマネジメント	サービスC(短期集中予防サービス) を利用する際のケアマネジメント	サービスB(住民等が主体のサービス) を利用する際のケアマネジメント
釧路市の 名称	介護予防ケアマネジメント (従来型)	介護予防ケアマネジメント (簡易型)	介護予防ケアマネジメント (初回のみ)
内容	原則的な 介護予防ケアマネジメント	簡略化した 介護予防ケアマネジメント	さらに簡略化した 介護予防ケアマネジメント
実施主体	地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	地域包括支援センター
単価	介護予防支援と同様	新総合事業ケアマネジメント従来型の 半額程度。ただし、モニタリング、サー ビス担当者会議を加算すると現行と同 額程度。	新総合事業ケアマネジメント簡易型より 低額
利用対象者	要支援認定者	・要支援認定者 ・「基本チェックリスト」該当者	・要支援認定者 ・「基本チェックリスト」該当者
開始時期	平成29年4月	平成29年4月	平成29年6月